

安全で健康なくらしかできるまちに

大気汚染や水質汚濁などの公害は、市民の生活に悪影響を及ぼすおそれがあります。そのため、継続した現状調査と改善に向けた対策の実施が必要です。

また、外因性内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）など将来顕在化してくる可能性がある環境問題についても、適切に対処していくことが必要です。

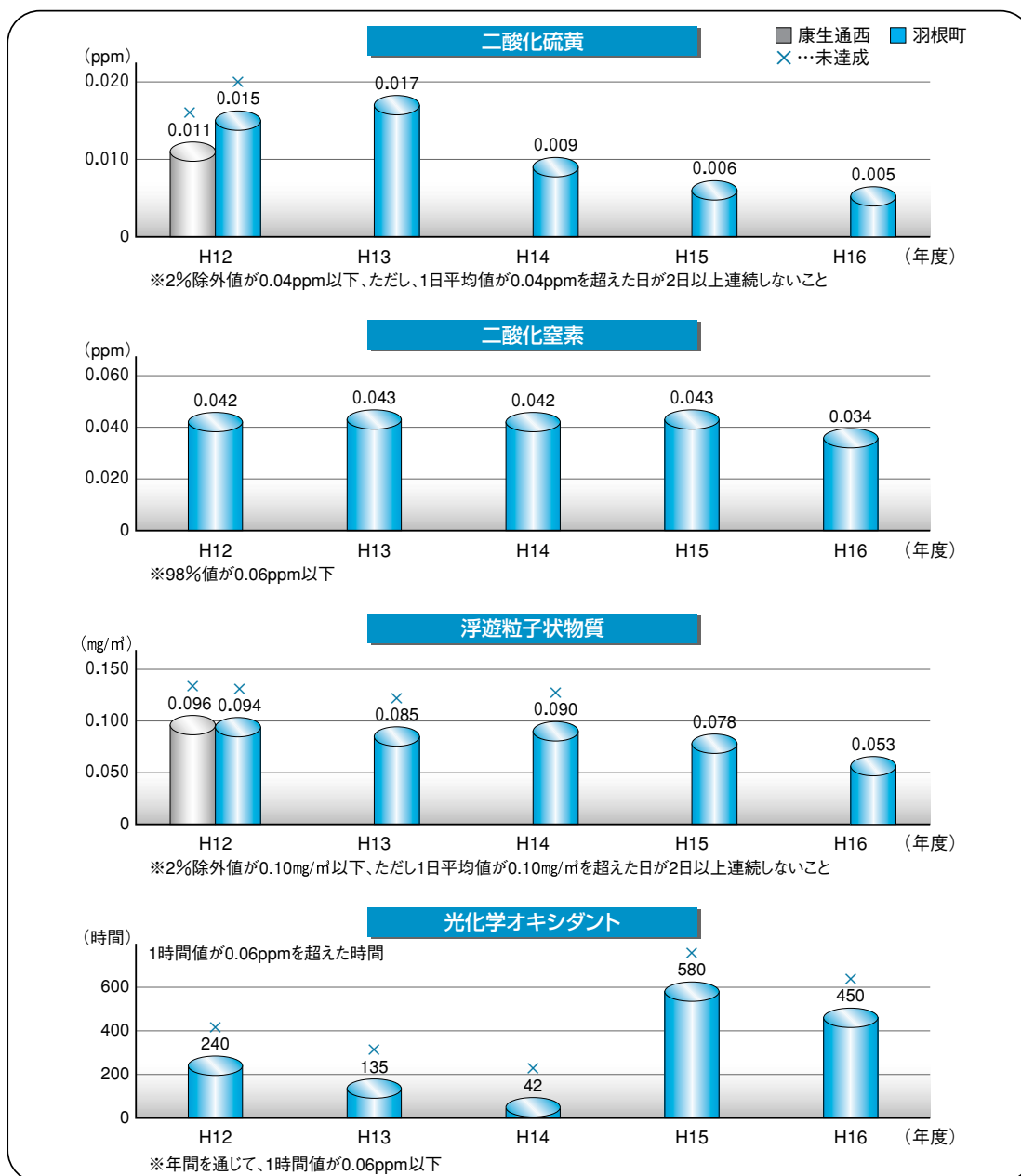
公害の現況

1 大気汚染

①一般大気環境測定局常時監視測定結果

大気汚染物質の常時監視として、羽根町（岡崎市第4大気測定所）で常時測定をしています。なお、康生通西（岡崎保健所）は平成13年度に廃止しました。

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については、環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントは、環境基準を達成しませんでした。



②一般環境有害大気汚染物質調査結果

有害大気汚染物質による大気の状態を把握するため、大平町（岡崎市第3大気測定所）、美合町（岡崎市環境調査センター）で調査を実施しています。（表2-1）

環境基準が定められているベンゼン等4物質の平成16年度の調査結果は、いずれも環境基準を達成しました。

表2-1 有害大気汚染物質調査結果

($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定局	大平町				美合町				環境基準
	検体数	平均値	最小値	最大値	検体数	平均値	最小値	最大値	
ベンゼン	12	2.0	1.2	4.5	12	1.7	0.93	3.5	3
トリクロロエチレン	12	0.29	0.087	0.62	12	0.36	0.10	1.2	200
テトラクロロエチレン	12	0.13	0.041	0.21	12	0.13	0.045	0.21	200
ジクロロメタン	12	2.4	0.89	4.2	12	3.2	0.96	5.9	150

※測定値が検出下限値未満の場合は、検出下限値に1/2を乗じた値で算出平均

③二酸化窒素濃度調査

二酸化窒素の汚染状況を把握するため、住宅等の密集した地域28地点を選定し、フィルターバジジ法による簡易測定を実施しています。市内28地点の年平均値は0.019ppmでした。

市内メッシュ28地点二酸化窒素簡易測定結果

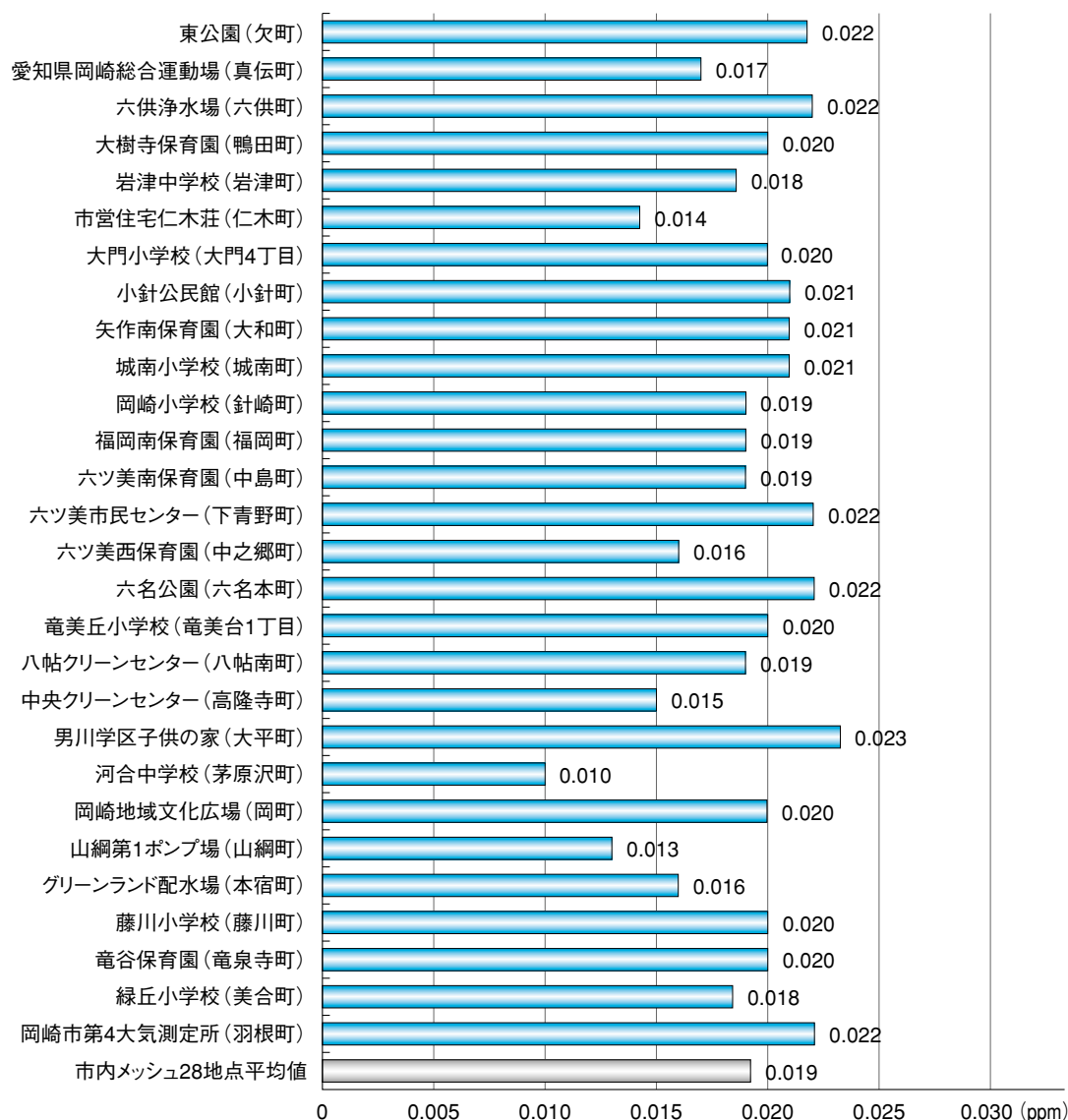


表2-2 環境基準（生活環境項目）適合状況

河川名	検査項目	基準値	14年度	適否	15年度	適否	16年度	適否
乙川 (岡崎市上水道 取入口) A類型	pH	6.5~8.5	7.1	○	7.2	○	7.0	○
	BOD75%値(mg/ℓ)	2以下	1.4	○	0.9	○	1.0	○
	SS(mg/ℓ)	25以下	2	○	2	○	1	○
	DO(mg/ℓ)	7.5以上	9.8	○	8.4	○	8.8	○
	大腸菌群数(MPN/100ml)	1,000以下	48,000	×	57,000	×	32,000	×
乙川 (占部用水取入口) B類型	pH	6.5~8.5	7.4	○	7.2	○	7.2	○
	BOD75%値(mg/ℓ)	3以下	3.8	×	1.8	○	2.1	○
	SS(mg/ℓ)	25以下	4	○	4	○	2	○
	DO(mg/ℓ)	5以上	11	○	7.8	○	8.9	○
	大腸菌群数(MPN/100ml)	5,000以下	38,000	×	80,000	×	27,000	×
男川 (学校橋) A類型	pH	6.5~8.5	7.3	○	7.3	○	7.2	○
	BOD75%値(mg/ℓ)	2以下	1.0	○	0.8	○	0.9	○
	SS(mg/ℓ)	25以下	1	○	1	○	<1	○
	DO(mg/ℓ)	7.5以上	11	○	9.1	○	9.3	○
	大腸菌群数(MPN/100ml)	1,000以下	21,000	×	48,000	×	14,000	×
矢作川 (美矢井橋) B類型	pH	6.5~8.5	7.2	○	7.1	○	7.1	○
	BOD75%値(mg/ℓ)	3以下	0.9	○	1.4	○	1.9	○
	SS(mg/ℓ)	25以下	4	○	5	○	6	○
	DO(mg/ℓ)	5以上	10	○	9.2	○	8.1	○
	大腸菌群数(MPN/100ml)	5,000以下	3,300	○	43,000	×	21,000	×
巴川 (細川頭首工) A類型	pH	6.5~8.5	7.3	○	7.2	○	7.1	○
	BOD75%値(mg/ℓ)	2以下	0.9	○	0.9	○	0.9	○
	SS(mg/ℓ)	25以下	3	○	5	○	2	○
	DO(mg/ℓ)	7.5以上	11	○	8.8	○	9.2	○
	大腸菌群数(MPN/100ml)	1,000以下	4,400	×	41,000	×	19,000	×
鹿乗川 (東鹿乗川橋) C類型	pH	6.5~8.5	7.1	○	7.0	○	7.0	○
	BOD75%値(mg/ℓ)	5以下	3.8	○	5.1	×	5.2	×
	SS(mg/ℓ)	50以下	22	○	27	○	9	○
	DO(mg/ℓ)	5以上	5.9	○	6.9	○	6.2	○
	大腸菌群数(MPN/100ml)	—	67,000	—	640,000	—	490,000	—

②地下水調査

【1】地下水質測定計画に係る概況調査

平成10年度から流域別に毎年場所を変えて調査等を実施しています。平成16年度は、11地点で調査し、うち1地点（坂左右町）で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しました。（表2-3）

超過地点の再調査及び周辺調査を実施し、発端井戸及び周辺の井戸からも基準を超過した井戸がありました。（表2-4）

表2-3 平成16年度地下水質測定計画に係る概況調査超過地点結果

調査地点	項目	検出濃度 (mg/ℓ)	環境基準 (mg/ℓ)
坂左右町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	10

表2-4 平成16年度地下水質測定計画に係る概況調査汚染井戸周辺地区調査結果

調査地点	項目	調査 井戸数	環境基準超 過井戸数	検出濃度範囲 (mg/ℓ)	環境基準 (mg/ℓ)
坂左右町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	8(1)	3(1)	11~12	10

※（ ）内は、発端井戸を内数で示す

[2] 平成16年度地下水質測定計画に係る定期モニタリング調査

過去の調査で、環境基準を超過していた地点において、平成16年度地下水質測定計画に係る定期モニタリング調査を実施しました。調査の結果、福岡町の発端井戸でシス-1,2-ジクロロエチレン、新たに1,1-ジクロロエチレン、板田町の周辺井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、康生通西の発端井戸でテトラクロロエチレンが環境基準を超過しました。(表2-5)

表2-5 平成16年度地下水質測定計画に係る定期モニタリング調査結果

調査地点	項 目	地点の区分	検出濃度 (mg/ℓ)	超 過 年 度 の 検出濃度 (mg/ℓ)	環境基準 (mg/ℓ)
福 岡 町 (平成7年度)	シス-1,2-ジクロロエチレン	発端井戸	3.7	1.7	0.04
		周辺井戸	<0.004	<0.004	
	トリクロロエチレン	発端井戸	<0.002	0.12	0.03
		周辺井戸	<0.002	<0.002	
	1,1-ジクロロエチレン	発端井戸	0.31	—	0.02
		周辺井戸	<0.002	—	
細 川 町 (平成11年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	11	14	10
		周辺井戸	5.0	8.8	
板 田 町 (平成15年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	周辺井戸	14	19	10
康 生 通 西 (平成15年度)	テトラクロロエチレン	発端井戸	0.19	0.038	0.01
美 合 町 (平成15年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	10	13	10
		周辺井戸	4.0	12	

※ () 内は、調査初期年度を示す

[3] 平成16年度その他の地下水調査

過去の調査で、環境基準を超過していた地点の監視調査を実施しました。監視調査として、19地域を調査し、15地域で環境基準を超過しました。(表2-6)

表2-6 過去の調査に係る基準超過地点監視調査結果

調査地点	項 目	調査井戸数	基準超過数	基準超過濃度 範囲 (mg/ℓ)	環境基準 (mg/ℓ)
島 坂 町	シス-1,2-ジクロロエチレン	5	2	0.10・1.2	0.04
細 川 町	テトラクロロエチレン	19	4	0.013~1.2	0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		5	11~18	10
宮 石 町	四塩化炭素	7	1	0.0022	0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		2	12・23	10
仁 木 町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	1	21	10
柱曙3丁目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	1	16	10
福 岡 町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2	1	18	10
西阿知和町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	3	12~19	10
丸 山 町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	2	11・19	10
大 平 町	テトラクロロエチレン	3	1	0.070	0.01
井 田 町	トリクロロエチレン	4	2	0.065~0.12	0.03
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		1	11	10
奥 殿 町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2	1	22	10
羽 根 町	トリクロロエチレン	1	1	0.042	0.03
上 地 町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	2	11・16	10
竜 泉 寺 町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	1	14	10
鴨 田 町	テトラクロロエチレン	1	1	0.020	0.01

[4] 土壌汚染地区周辺地下水調査

東大友町において、事業者による自主的な土壌・地下水測定の結果、ふっ素による土壌汚染が判明したことから、周辺井戸5地点について調査を実施した結果、すべての地点で環境基準以下でした。

[5] 汚染地域の対応

汚染が判明した井戸及び地域については、井戸所有者等に注意、指導を呼びかけるとともに、今後も継続調査を実施します。

3 土壌汚染

環境基準

土壌汚染のほとんどが事業活動に伴って排出された重金属などの有害物質によって汚染された水、又は大気を媒体としてもたらされた「二次公害」ともいえるべきものです。一度汚染されると水質、大気の汚染が解消されても、土壌中に蓄積している有害物質は、そのままでは容易に減少することなく長期的な悪影響を与え続けます。そのため、土壌汚染が進むと、有害物質が井戸水を汚染したり、農作物に吸収され、それらを長期的に飲食した場合、人体に害をおよぼすおそれがあります。

こうした汚染の有無を把握するため、羽根北町5丁目（あすなろ公園）、大樹寺3丁目（角田公園）、北野町（くてきた公園）の3地点で調査を実施した結果、すべての地点で環境基準を達成しており、土壌汚染は認められませんでした。

4 ダイオキシン類

①大気環境中のダイオキシン類調査

平成16年度、矢作町（岡崎市第2大気測定所）、大平町（岡崎市第4大気測定所）及び美合町（岡崎市環境調査センター）の3地点で調査を実施し、すべての地点で環境基準を達成しました。（表2-7）

表2-7 大気中ダイオキシン類調査結果

(pg-TEQ/m³)

調査年度	①矢作町	②大平町	③美合町	④羽根町	基準値
H14	0.11	0.091	—	0.073	0.6
H15	0.050	0.11	0.041	—	
H16	0.042	0.044	0.043	—	

②公共用水域に係る水質及び水底の底質中ダイオキシン類調査

平成16年度は、乙川（2地点）、男川及び巴川の4地点の水質及び底質調査を実施し、すべての地点で環境基準を達成しました。（表2-8・表2-9）

表2-8 河川 水質ダイオキシン類調査結果

(pg-TEQ/ℓ)

調査年度	乙川		男川	巴川	矢作川	基準値
	①岡崎市上水道取入口	②占部用水取入口	③学校橋	④細川頭首工	⑤天神橋	
H14	0.37	0.38	—	0.32	0.21	1
H15	0.17	0.16	0.15	0.22	—	
H16	0.18	0.20	0.12	0.27	—	

表2-9 河川 底質中ダイオキシン類調査結果

(pg-TEQ/g)

調査年度	乙川		男川	巴川	基準値
	①岡崎市上水道取入口	②占部用水取入口	③学校橋	④細川頭首工	
H14	0.62	—	—	0.25	150
H15	0.49	0.99	0.87	0.11	
H16	0.87	0.29	0.53	0.26	

③地下水ダイオキシン類調査

平成16年度は、仁木町地内及び岡町地内の2地点で調査を実施し、いずれも環境基準を達成しました。（表2-10）

表2-10 地下水ダイオキシン類調査結果

(pg-TEQ/ℓ)

調査地点	調査結果	基準値
①仁木町地内	0.068	1
②岡町地内	0.072	

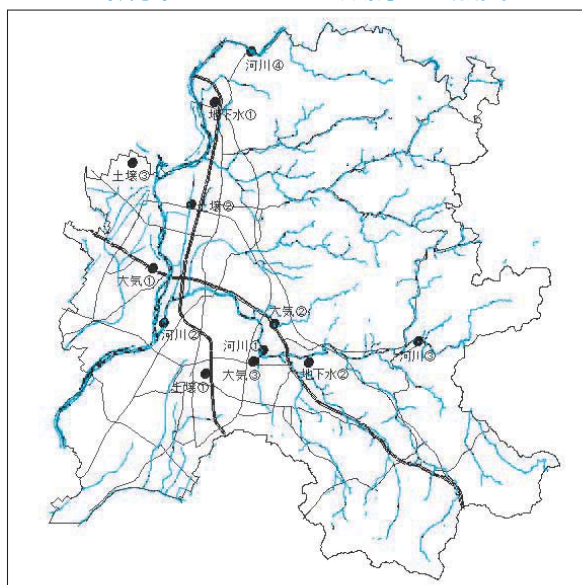
④ 土壌中ダイオキシン類調査

平成16年度は、羽根北町5丁目（あすなろ公園）、大樹寺3丁目（角田公園）及び北野町（くてきた公園）の3地点で調査を実施し、すべての地点で環境基準を達成しました。（表2-11）

表2-11 土壌中ダイオキシン類調査結果 (pg-TEQ/g)

調 査 地 点		調査結果	基準値
①羽根北町5丁目	あすなろ公園	6.9	1,000
②大樹寺3丁目	角田公園	0.25	
③北野町	くてきた公園	0.45	

環境中ダイオキシン類調査地点図



5 騒 音

環境騒音

市内の18中学校区における環境騒音を調査した結果、昼間の時間帯については、すべての地点で環境基準を達成しましたが、夜間の時間帯については、岩津、北、美川、河合の4中学校区で、達成されませんでした。（表2-12）

表2-12 環境騒音測定結果 (dB)

	類型	環境基準(昼間)	測定値(昼間)	環境基準(夜間)	測定値(夜間)
新香山	A	55	49	45	42
岩津	B	55	54	45	52 ※
北	A	55	53	45	46 ※
矢作北	C	60	47	50	43
矢作	B	55	51	45	42
葵	C	60	57	50	50
城北	C	60	52	50	44
常磐	A	55	45	45	38
甲山	A	55	44	45	43
竜海	C	60	51	50	44
南	C	60	54	50	45
六ツ美北	B	55	50	45	43
六ツ美	B	55	53	45	45
福岡	C	60	53	50	36
美川	B	55	51	45	51 ※
竜南	A	55	50	45	40
河合	B	55	53	45	47 ※
東海	A	55	45	45	41

注：※印は基準不適合

6 悪 臭

悪臭公害は、人に不快感を与える感覚公害で、その発生源は多岐にわたり、臭いをだす物質は、数十万ともいわれており、好まれる香りもあれば、し尿臭、腐敗臭のように嫌われる臭いもあります。

県民の生活環境の保全等に関する条例により、悪臭の発生の恐れのある事業場について毎年度届出を義務づけ、施設の適正な管理及び悪臭の発生防止について指導しています。(表2-13)

表2-13 届出件数及び苦情件数

業 種	届出件数	苦情件数
畜産農業		
イ) 豚房施設 (豚房総面積 50㎡以上)	4	
ロ) 牛房施設 (牛房総面積 200㎡以上)	12	3
ハ) 鶏3,000羽以上飼育	11	
乾燥施設を有する飼料又は有機質肥料製造業	1	2
シェルモールド法による鋳物製造業	3	0
し尿処理場	1	0
ごみ処理場	8	0
終末処理場	1	0
合 計	41	5

7 地盤沈下 (平成15年度)

地盤沈下は地下水の過剰な汲み上げが主な原因となるものであり、地表面がある程度広い範囲で長い期間をかけて徐々に沈下する現象です。

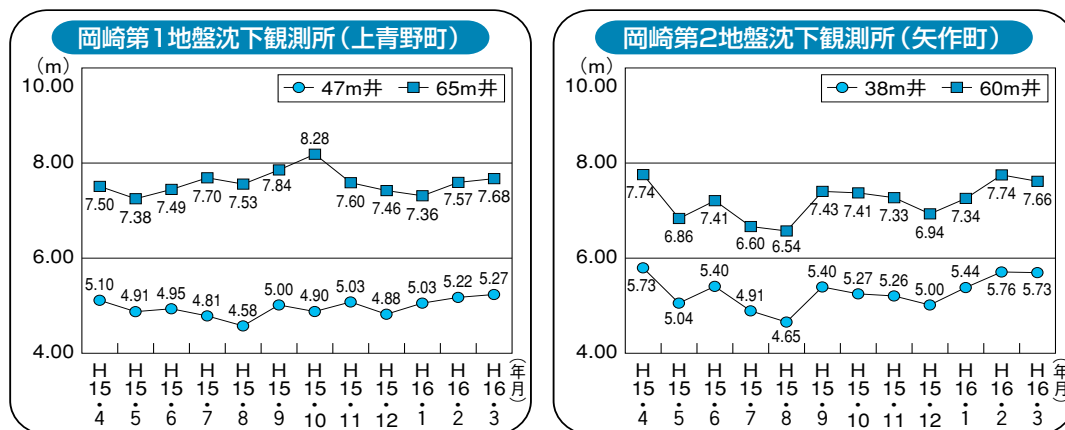
地盤沈下を監視するため、県内で637地点の水準測量並びに37ヶ所の地盤沈下観測所で地下水位及び沈下量を観測しており、本市では2ヶ所の地盤沈下観測所で地下水位及び沈下量(1ヶ所)の観測をしています。また市内2ヶ所の既設井戸について、動・静水位の観測をしています。

西三河地域では、矢作古川流域の吉良町を中心に西尾市、一色町の一部で緩やかな沈下傾向が観測されていましたが、最近では沈静化の傾向にあります。市内においては沈下の傾向は見られません。

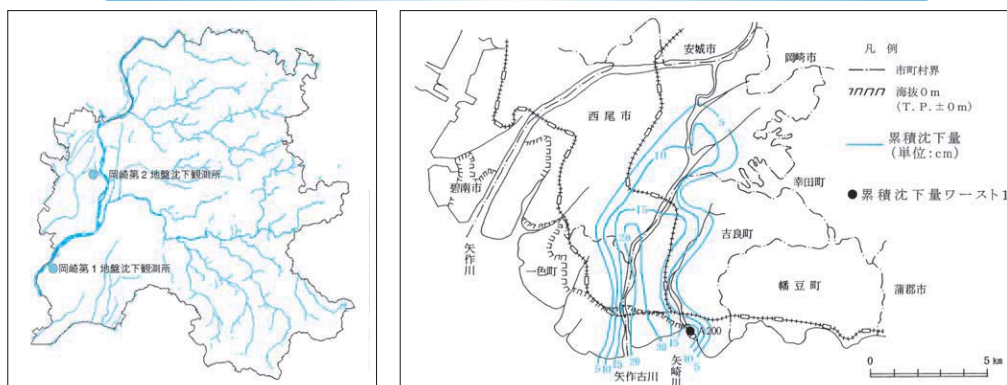
地盤沈下防止のために、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律並びに県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水揚水規制が行われていますが、本市地域ではこれらの規制対象区域に該当しません。

なお、県条例により、揚水設備でポンプの吐出口の断面積が合計19㎢を超えるものについては、水量測定器の設置及び地下水揚水量の報告が義務づけられています。

地下水位月間変化



観測所設置状況図 累積沈下量状況図 (昭和50年～平成15年)



8 交通公害

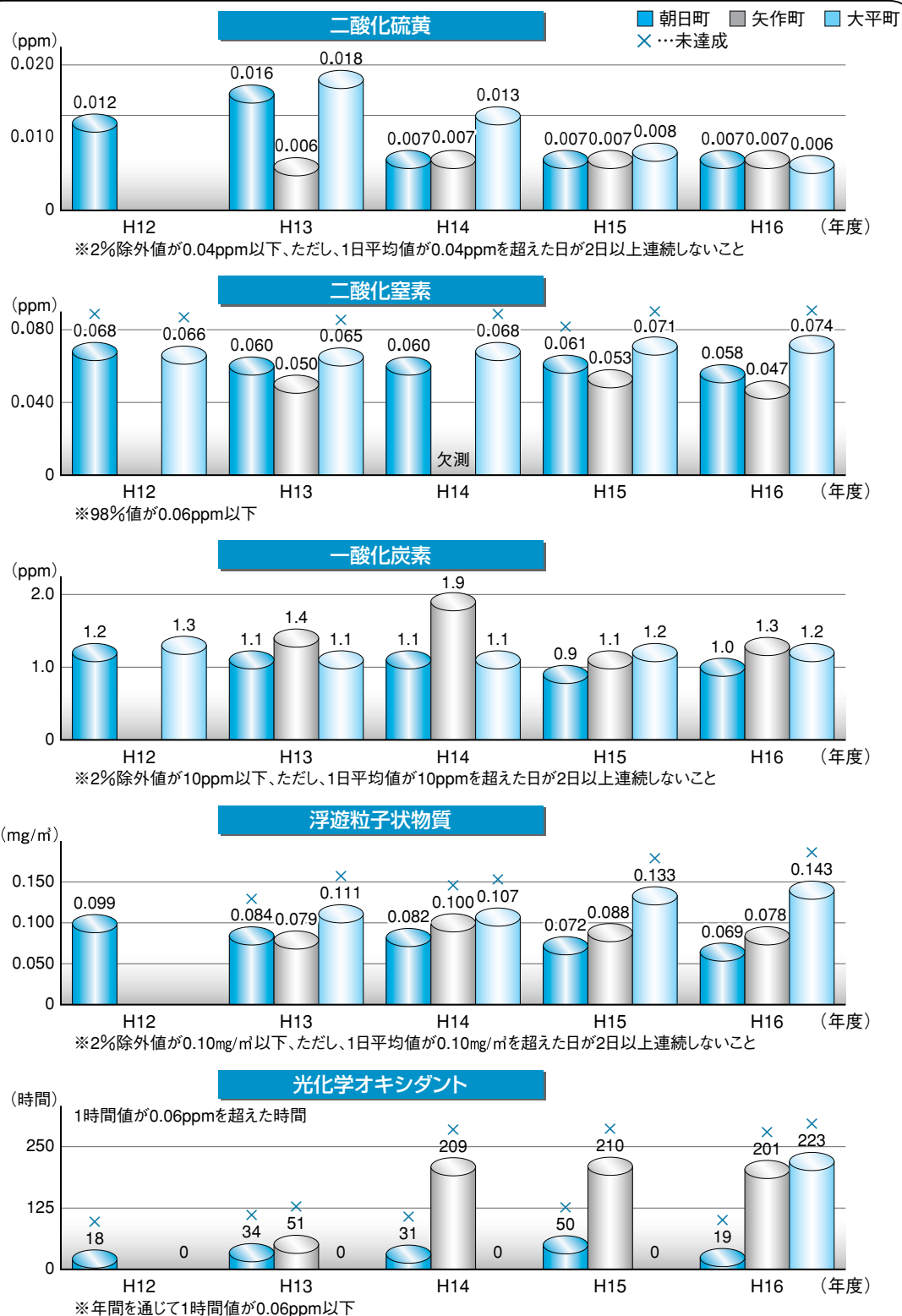
1 大気汚染

①自動車排ガス測定局常時監視調査結果

国道1号における自動車排ガス調査のため、朝日町（岡崎市大気測定所）、矢作町（岡崎市第2大気測定所）、大平町（岡崎市第3大気測定所）において、常時測定を実施しています。

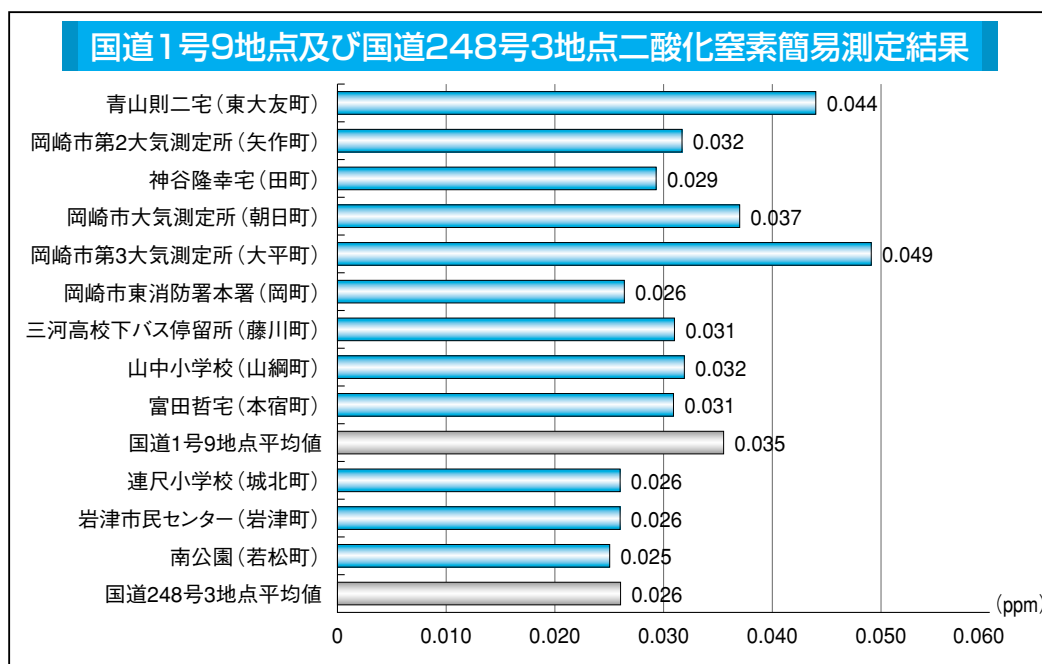
二酸化硫黄、一酸化炭素は、すべての地点で環境基準を達成しましたが、二酸化窒素（大平町）、浮遊粒子状物質（大平町）、光化学オキシダント（全地点）が環境基準を達成できませんでした。

本市は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質による特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）の対策地域に含まれており、総量削減計画により、二酸化窒素及び粒子状物質の改善が期待されます。



②二酸化窒素濃度調査

二酸化窒素の汚染状況を把握するため、国道1号沿線9地点及び国道248号沿線3地点について、フィルターバジジ法による簡易測定を実施しています。国道1号沿線9地点での平均値は0.035ppm、国道248号沿線3地点での平均値は0.026ppmでした。



2 自動車に係る騒音・振動

①国道1号

国道1号は、幹線道路として国の経済社会活動を支える重要な役割を担う一方、膨大な交通量のため沿線地域の環境に大きな影響を与えています。本市では市街地の中心部を通っており沿道に住宅も多く、また東名高速道路への乗り入れの便も良いため、特に夜間の大型車の混入率も高く、深刻な問題となっています。

[1] 騒音 環境基準

評価区間7区間（総延長距離17.7km）について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は54.9%でした。（表2-14）

表2-14 国道1号の沿道における環境基準の達成状況

	評価区間内戸数(戸)	環境基準達成戸数(戸)	環境基準達成率(%)
昼間・夜間	3,100	1,701	54.9
昼間		2,711	87.5
夜間		1,701	54.9

[2] 騒音 要請限度（昼間：75dB・夜間：70dB）

8地点のうち昼間・夜間の両時間区分のいずれか、又は両時間区分で要請限度を超過していた地点は3地点（37.5%）でした。（表2-15）

表2-15 国道1号要請限度

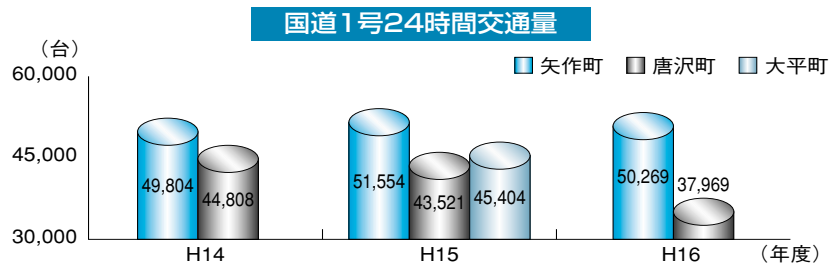
		地点数	割合(%)
内訳	要請限度以下	5	62.5
	要請限度超過	3	37.5
	昼間・夜間のいずれかで超過	0	0
	昼間・夜間ともに超過	3	37.5
	合計	8	—

[3] 振動 要請限度（第1種：昼間65dB・夜間60dB 第2種：昼間70dB・夜間65dB）

すべての調査地点で、要請限度を下回りました。

[4] 交通量

矢作町、唐沢町において愛知県トラック協会と協力して、24時間交通量調査を実施しました。交通量及び貨物車混入率は、矢作町で50,269台、35.0%、唐沢町で37,969台、43.4%でした。



②主要幹線道路

交通公害の監視のため、主要幹線道路である岡崎刈谷線、桜井岡崎線、岡崎環状線の3路線において調査を実施しました。

[1] 騒音 環境基準

【岡崎刈谷線】

評価区間3区間（総延長8.9km）について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は8.6%でした。（表2-16）

表2-16 岡崎刈谷線の沿道における環境基準の達成状況

	評価区間内戸数(戸)	環境基準達成戸数(戸)	環境基準達成率(%)
昼間・夜間	835	72	8.6
昼間		415	49.7
夜間		72	8.6

【桜井岡崎線】

評価区間2区間（総延長5.6km）について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は92.6%でした。（表2-17）

表2-17 桜井岡崎線の沿道における環境基準の達成状況

	評価区間内戸数(戸)	環境基準達成戸数(戸)	環境基準達成率(%)
昼間・夜間	929	860	92.6
昼間		891	95.9
夜間		860	92.6

【岡崎環状線】

評価区間3区間（総延長11.7km）について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は61.7%でした。（表2-18）

表2-18 岡崎環状線の沿道における環境基準の達成状況

	評価区間内戸数(戸)	環境基準達成戸数(戸)	環境基準達成率(%)
昼間・夜間	1,949	1,202	61.7
昼間		1,449	74.3
夜間		1,294	66.4

〔2〕 騒音 要請限度（昼間：75dB・夜間：70dB）

主要幹線道路8地点のうち昼間・夜間のいずれか、又は両時間区分で要請限度を超過していた地点は4地点（50.0%）でした。（表2-19）

表2-19 主要幹線道路要請限度

		地点数	割合(%)
要請限度以下		4	50.0
要請限度超過		4	50.0
内訳	昼間・夜間のいずれかで超過	4	50.0
	昼間・夜間ともに超過	0	0
合 計		8	—

〔3〕 振動 要請限度（第1種：昼間65dB・夜間60dB 第2種：昼間70dB・夜間65dB）

主要幹線道路8地点すべての地点で要請限度を下回りました。

④東名高速道路

東名高速道路は、市内南東部の本宿町（283.9Kp付近）から北西部の仁木町（302.6Kp付近）にかけて全長約18.7kmが市内を通っています。

東名高速道路騒音については、供用開始以来、住宅の防音工事の助成や防音壁の設置等の対策が行われてきましたが、その後に開発され住宅街となった地域もあり、自動車騒音に対する防音対策の要望が市に寄せられています。要望箇所については騒音測定を行い、その結果をもって防音壁設置等を日本道路公団に要請しています。

平成16年度は、岡崎インターチェンジの舗装の補修が実施されました。

④新幹線

4地点において、軌道から25m及び50mの地点で調査を実施しています。

騒音・振動対策として、騒音・振動レベルが比較的小さい車両への取り換え、改良型の防音壁の設置やそのかさ上げ、軌道の高架部分の補強、枕木の連結、スパーク音を減少させる架線への取り換え及びレールの削正などを実施し、騒音・振動の減少を図っていますが、平成16年度の調査の結果、騒音について、上三ツ木町（50m）を除き、環境基準に不適合でした。

〔1〕 騒音（70dB）

上三ツ木町（50m）を除いたすべての地点で環境基準に不適合でした。（表2-20）

〔2〕 振動（70dB）

すべての地点で振動指針値を下回っていました。

表2-20 新幹線騒音・振動測定結果 (dB)

	騒 音				振 動			
	平成15年度		平成16年度		平成15年度		平成16年度	
	25m	50m	25m	50m	25m	50m	25m	50m
正名町	75	72	76	74	67	64	68	62
上三ツ木町	74	71	74	70	67	64	67	64
福桶町	75	73	73	71	61	53	56	52
合歓木町	78	76	75	72	68	67	68	66

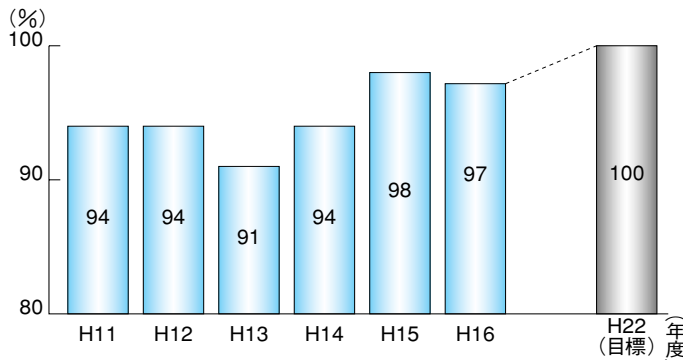
■は、騒音環境基準値（70dB）及び振動指針値（70dB）を超過していることを示す



新幹線騒音測定（上三ツ木町）

きれいな川を守る

■BOD75%値10mg/ℓ以下の地点数割合



※BODとは…

生物化学的酸素要求量のこと、河川の汚れの度合いを示す数値です。この数値が大きいほど水中の汚染物質の量が多いことを示します。

取組 1 家庭からの排水をきれいにします

1.生活排水対策を支援します

- 生活排水対策に関する学習会を開催します
- 細目ストレーナー、三角コーナーの普及を促進します
- 合併処理浄化槽の設置を促進します
- 公共下水道の整備を推進します
- 農業集落排水処理施設の整備を推進します

■生活排水対策

事業系の排水は水質汚濁防止法、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（矢作川水系に係る上乗せ基準）、岡崎市公害防止条例などの法令により規制されています。

生活排水については、公共下水道、農業集落排水処理施設等による集合排水処理を進めていますが、これらの事業計画認可区域外の地区の一般家庭については、し尿のみの処理を行う単独処理浄化槽が多いため、し尿と併せ生活雑排水の処理も行える合併処理浄化槽の普及促進を図っています（浄化槽法の改正により、平成13年4月からの新設浄化槽は、すべて合併処理浄化槽となりました）。

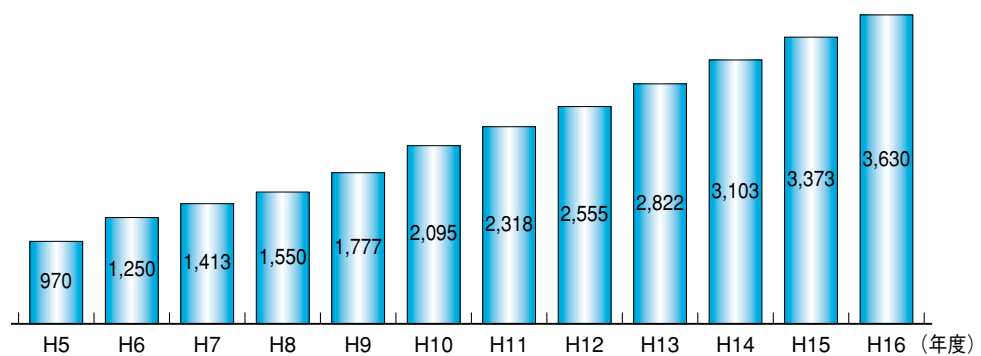
生活排水処理を適切に行うため、市民一人ひとりが家庭でできる浄化対策に努めることが必要ですので、啓発活動も行っています。

■下水道整備状況

〔1〕公共下水道整備状況

現在事業認可を受けている区域の整備を進めています。

公共下水道整備状況（ヘクタール）



※整備面積には、特定環境保全公共下水道を含む

【2】農業集落排水事業整備

農業振興地域内で農業集落として形成された地域で、生活雑排水をまとめて集合処理可能な地域を対象に事業整備を進めています。(表2-21)

表2-21 農業集落排水事業整備状況

	平成16年度末(累計)
処理面積(ヘクタール)	296

葵第一地区 整備中

農業集落排水事業の葵第一地区は、平成17年度完了予定。
公共下水道整備は、平成17年度以降も継続予定です。

■ストレーナー・三角コーナーの斡旋

調理くずの流出を少なくするため、網目の細かい(1mm)ストレーナー・三角コーナーを市が助成して普及を図っています。(表2-22)

表2-22 ストレーナー・三角コーナーの斡旋

年 度	総世帯数	処理世帯数
14	126,753	819(33,474)
15	129,739	333(33,807)
16	133,212	242(34,049)

注：()内は斡旋総数 平成17年3月31日現在

平成17年度以降も継続予定です。

■啓発活動

【1】生活排水対策学習会

町内単位で説明会を開催しました。

〔平成16年度〕 仁木町(2回)・西大友町・岩津町・ハツ木町

内容：啓発パンフレット「みんなで守ろうきれいな川」を使って、生活排水への関心を高める。

【2】広報誌への掲載

〔平成16年度〕2回

平成17年度以降も継続予定です。

■合併処理浄化槽設置費補助金

現在の河川などの汚れの主な原因は、台所や風呂、洗濯などで使われた生活雑排水だといわれています。市では、し尿だけでなく、これらの排水も処理できる合併処理浄化槽を設置するにあたり補助金を交付しています。

公共下水道事業認可区域、農業集落排水事業区域等以外の区域で、主に住宅用の合併処理浄化槽の設置に対して人槽区分毎の予算の範囲内で申請書の先着順に受け付けします。さらに、対象者のうち、自主的に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する方に対しては上乗せ補助金を交付しています。(表2-23)

表2-23 合併処理浄化槽設置費補助金交付状況

設 置 状 況

設 置 基 数			
S63	24	H9	166
H1	44	H10	99
H2	55	H11	235
H3	60	H12	364
H4	109	H13	337
H5	164	H14	83
H6	159	H15	145
H7	194	H16	134
H8	149		

平成16年度補助金交付実績

人槽区分	交付基数	補助金額(千円)
5	46	354
7	73	411
10	14	519
11~	1	981
計	134	—

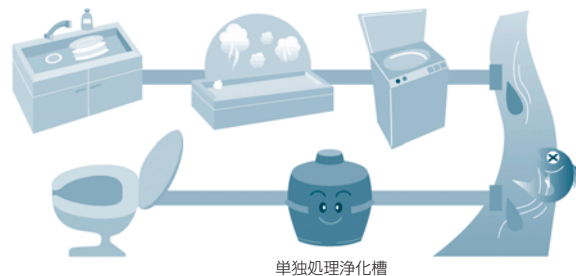
うち転換整備事業 18基

補助対象地域内で既設の単独処理浄化槽又は汲取り便所から、合併処理浄化槽への転換をより促進するために…

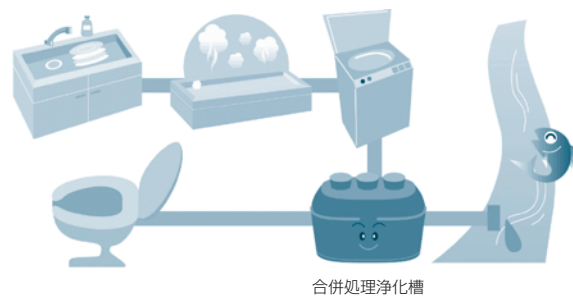
転換整備事業

自主的に合併処理浄化槽へ転換される方に、上記補助金額に加算して上乗せ補助（補助対象は既設の単独処理浄化槽等の撤去費など上限30万円）。

→ 平成17年度以降も継続予定です。



し尿だけを処理します。台所や風呂、洗濯などの生活雑排水が未処理なため、河川や海の汚濁の原因となっています。



し尿のほか生活雑排水も処理することから、河川や海の汚濁防止対策として重要な役割を果たしています。このように合併処理浄化槽で生活雑排水を処理することにより、河川や海に放流する排水を単独処理浄化槽を設置して処理する場合と比較すると、汚濁を1/8に減らすことができます。

取組2 事業所からの排水をきれいにします

1. 事業所排水対策を指導・支援します

- 事業所排水の監視、指導を推進します
- 工場等の公害防止施設の設置を支援します
- ゴルフ場における農薬の適正使用を指導します

※行動5 取組1をご覧ください。

取組3 きれいな川を守る地域活動に参加・協力します

1. 川を守る地域活動を支援します

- 地域での水質保全活動の支援や勉強会等を実施します
- 流域の連携による水質保全活動を推進します
- 広報等を通じて、地域活動への参加を呼びかけます

- 河川の草刈りや清掃活動を行う団体への助成金を交付
〔平成16年度〕 市内の河川美化団体の主な活動内容
団体数（8団体）
内 容（草刈り、清掃活動、河川パトロール、看板設置他）

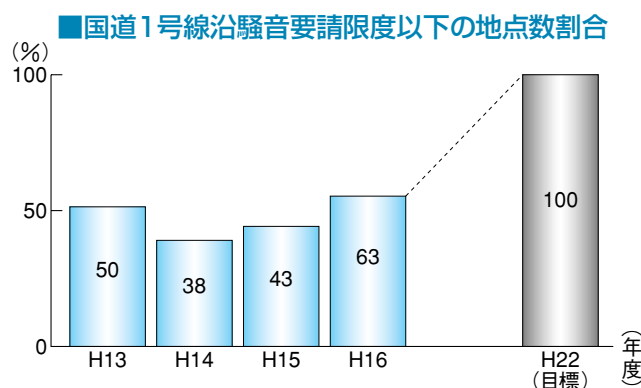
→ 平成17年度以降も継続予定です。



菅生川を美しくする会

行動 4

交通公害対策を推進する



交通公害低減のための施策

本市を含む中京地域は、自動車メーカーが産業の中心を担う地域であり、社会全体が自動車に依存しているとも言えます。しかし、その自動車社会の進展が、環境に多大な影響を及ぼしているのも事実です。今までどおり自動車に依存した交通網ではなく、それに変わるシステムの構築、また、低公害車の普及に取り組んでいかなければなりません。

取組1 交通公害低減のための自動車利用に努めます

1. 交通公害低減のための施策を実施します

- 自動車から公共交通機関への代替性を検討し、必要に応じて公共交通の整備を要望します
- 自動車公害に関する情報提供を行います
- 公用車には低公害車を積極的に導入します
- 低公害車の購入等に対して、経済的な支援措置を検討します

■公用車には低公害車を導入

買い替え又は新たに必要となった公用車の購入には、できるだけ低公害車を選びます。

平成16年度末現在 低公害車14台

内訳 天然ガス自動車15台

ハイブリッド自動車2台

〔平成16年度〕

天然ガス自動車4台導入

▶ 平成17年度以降も低公害車を導入していきます。

■低公害車購入費補助金

大気汚染の防止に関する施策として、窒素酸化物及び粒子状物質の排出抑制並びに地球温暖化の主な原因物質である二酸化炭素の排出抑制のために、低公害車の普及の促進を図り、大気環境の改善に寄与することを目的とし、低公害車を購入した個人に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。

〔平成16年度〕 65件

▶ 平成17年度以降も継続します。

■最新規制適合車等早期代替促進費補助金

中小企業等の事業者が、自動車NOx・PM法に基づく車種規制を受けるディーゼル貨物自動車等を、車検の満了する2年以上前までに最新規制適合車へ買い換える場合に、補助金を交付することにより、大気環境の改善に寄与することを目的としています。

〔平成16年度〕 6件

▶ 平成17年度は、車検の満了する1年以上前までに最新規制適合車への買い換え、又は天然ガス自動車に改造する場合に補助金を交付します。

取組2 交通公害改善のための環境整備を推進します

1.道路環境の整備を推進します

- 広域的な道路網の整備を要望します

2.交通公害監視体制を強化します

- 公害監視体制の整備を推進します
- 大型車の通行時間帯規制など交通規制の強化を要望します

■道路環境の整備

市内の幹線道路の慢性的な渋滞等により、沿線地域の環境に多大な影響を与えています。本市では、道路環境の整備を推進し、広域的な道路網の整備の要望、交通公害監視体制の強化、大型車の通行時間帯規制など交通規制の強化の要望等、改善のための環境整備を進めています。

本市では、こうした国道1号の騒音・振動状況について沿線8地点で調査を行い、関係機関に対策を要請してきており、平成12年6月、国、県、市等からなる「国道1号岡崎地区道路交通騒音対策推進連絡会」により、【沿道環境改善プログラム】がまとめられ、このプログラムに基づき沿道の環境改善が推進されており、平成16年度末までに、市内において、遮音壁設置（上り下り計4,642m・中央分離帯602.5m）、低騒音（排水性）舗装（上り下り計32,983m）の対策及び補修（36.229㎡）が国土交通省により実施されました。

◎対策内容（抜粋）

- 【ア】 交通量分散のための道路ネットワークの整備（第二東名や国道23号、県道、市道等のバイパス）
- 【イ】 道路構造の改善（低騒音（排水性）舗装の敷設、遮音壁・植樹帯の設置）
- 【ウ】 交通規制の強化（速度規制、大型車の夜間中央車線走行規制）

■国道473号線バイパス計画

■国道1号線～第二東名（仮）額田インターチェンジまでのバイパス道路

■区間 本宿町から額田郡額田町

➡ 平成17年度以降も、地元打合せ会、ルート案の計画等を進めます。

■衣浦岡崎線整備事業

■区間 上地町～中島町、延長4,650m 幅30m

〔平成16年度〕 用地買収、物件調査、道路築造工事

➡ 平成17年度以降も、用地買収、物件調査、道路築造工事等を進めていき、平成23年度末に完了予定です。

■「沿道環境改善プログラム（騒音対策）」に基づく国道1号の騒音対策

■岡崎市内の国道1号沿道環境（騒音）の改善に向けての対策をします。

■区間 本宿町～宇頭町

〔平成16年度〕 低騒音（排水性）舗装の補修（上り下り計3,246m：大平町、康生通南2丁目）

➡ 平成17年度以降も、低騒音（排水性）舗装、遮音壁設置等を進めます。

■国道1号岡崎環境整備事業（矢作地区）

■区間 八帖町～矢作町 延長1,700m

矢作地区（延長1,400m 幅30m）

矢作橋の架替え（延長300m 幅24.8m）

〔平成16年度〕 用地買収、物件調査、境界工事 延長397mを実施。

➡ 平成17年度以降も、用地買収、道路改良工事を進めます。

■第2東名高速道路建設

■区間 宮石町～生平町、延長13.2km

〔平成16年度〕 幅杭設置、環境調査、用地測量、物件調査、用地補償説明会実施。

➡ 平成17年度以降も、用地説明会、用地買収、建設工事等を進めます。

■岡崎市八帖交差点渋滞対策懇談会の開催

■八帖交差点の渋滞対策について、地元住民、関係団体等と懇談会を開催し渋滞緩和対策を進めます。

■場所 岡崎市八帖交差点（国道1号線、国道248号線交差点）

〔平成16年度〕 「岡崎市八帖交差点渋滞対策懇談会」（国土交通省愛知国道事務所主催）

第3回 平成16年11月4日 第4回 平成17年3月8日

「岡崎市八帖交差点渋滞対策勉強会」（国土交通省愛知国道事務所主催）

第1回 平成16年12月21日 第2回 平成17年2月3日

アンケート実施、道路管理者へ提言書提出

➡ 平成17年度以降は、提言書のフォローアップを行います。

■歩道等整備事業

■市道伝馬町線及び明代橋線のバリアフリー化を目指した歩道整備に合わせて、車道の騒音低減、水はね防止を図るため、低騒音（排水性）舗装を施工します。

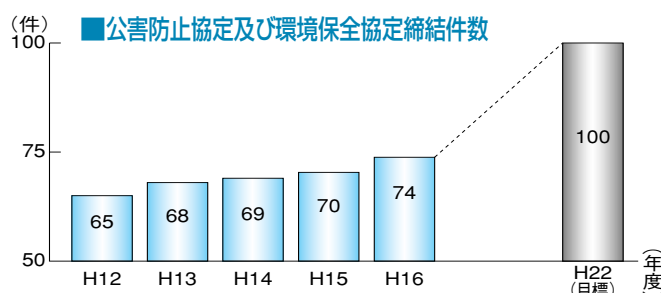
〔平成16年度〕 市道伝馬町線・市道明代橋線：歩道部分の施工

➡ 平成17年度以降は 市道伝馬町線 延長660m施工予定。

市道明代橋線 延長730m施工予定。

行動 5

事業所の環境対策を推進する



取組 1 公害防止対策を推進します

1. 公害防止対策を支援します

- 公害防止施設等の整備について経済的支援を推進します
- 生活環境等影響調査の実施を指導します
- 公害防止に対する指導、公害の監視を徹底します
- 適正な土地利用計画により公害の未然防止を推進します
- 化学物質の調査・厳重保管を推進します
- 外因性内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）の調査・指導・監視を推進します

■ 岡崎市公害防止施設整備資金融資あっせん

中小企業の事業活動により発生する公害を防止する施設の整備資金として、中小企業者が公害防止施設整備計画を定めるとともに、1,000万円以内の融資（融資期間7年以内）を受ける場合は、そのあっせんをしています。

〔平成16年度〕 融資実績なし

▶ 平成17年度以降も継続予定です。

■ 岡崎市公害防止施設整備資金利子補給補助金

中小企業者の事業活動により発生する公害を防止するため、公害防止施設整備資金として融資を受けた場合は、当該融資金の所定の利子額に相当する額を利子補給金（期間5年度以内）として交付しています。

〔平成16年度〕 1件

▶ 平成17年度以降も継続予定です。

■ 事業所監視

事業者に対し立入検査を実施し、各法令に基づく排出基準を遵守するよう指導するとともに、排出ガス及び排水等の検査を行っています。

また、問題があった場合は、速やかに改善するよう指導しています。

〔1〕 事業所立入

〔平成16年度〕

(1) 大気関係立入（98件）

※大気汚染防止法・ダイオキシン類対策特別措置法・県民の生活環境の保全等に関する条例等

(2) 水質関係立入（263件）

※水質汚濁防止法・ダイオキシン類対策特別措置法・県民の生活環境の保全等に関する条例等

〔2〕 事業者による報告

〔平成16年度〕

(1) 大気汚染物質排出量総合調査

大気汚染防止法・県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設等を対象に、その燃料等の使用実態及び設置者によるばい煙測定結果等を基に、調査対象期間の硫黄酸化物等の排出総量を推定します。調査年度は、その前年度の使用実態を示しています。（表2-24）

表2-24 平成16年度の排出量総合調査結果（千トン）

	硫黄酸化物 (SO ₂ 換算)	窒素酸化物 (NO ₂ 換算)	ばいじん
調査結果	1.164	1.767	0.229

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業者の報告

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気基準適用施設からの排出ガス及び水質基準適用事業場からの排水について、ダイオキシン類の測定結果の報告がありました。いずれも排出基準に適合していました。

【3】行政検査による監視

〔平成16年度〕

- (1) ばい煙測定：4事業所で実施。
- (2) 事業場採水：176件採水し、水質検査を実施。
- (3) ゴルフ場採水：15件採水し、農薬検査を実施。
- (4) ダイオキシン類検査：1事業所で排出ガス中のダイオキシン類検査を実施。
：1事業所で排出水のダイオキシン類検査を実施。

➡ 平成17年度以降も監視をします。

■P R T R法における化学物質対策

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下、「PRTR法」という。）では、業種や従業員数等一定の要件を満たす事業者は、毎年、前年度に各事業所で取り扱った化学物質について、大気や河川等の環境中へ排出する量及び廃棄物等として事業所外へ移動する量を把握し、その結果を自治体を経由し国へ届け出ることが義務付けられました。

平成16年度には、平成15年度の排出量・移動量について、110事業所から届出がありました。届出の状況は次のとおりです。

【1】業種別届出状況

市内の事業所から110件の届出があり、業種別では燃料小売業の40件が最も多く、次いで、自動車整備業の17件の順です。（表2-25）

表2-25 業種別届出状況

業 種		届出数	業 種		届出数
製 造 業	食料品製造業	2	製 造 業	精密機械器具製造業	2
	繊維工業	1		医療用機械器具・医療用品製造業	2
	化学工業	7		その他の製造業	2
	医薬品製造業	1	鉄鋼業		1
	プラスチック製品製造業	1	石油卸売業		1
	窯業・土石製品製造業	2	燃料小売業		40
	非鉄金属製造業	2	自動車整備業		17
	金属製品製造業	3	一般廃棄物処理業		3
	一般機械器具製造業	7	産業廃棄物処分業		3
	輸送用機械器具製造業	13	合計		110

【2】届出排出量及び移動量の状況

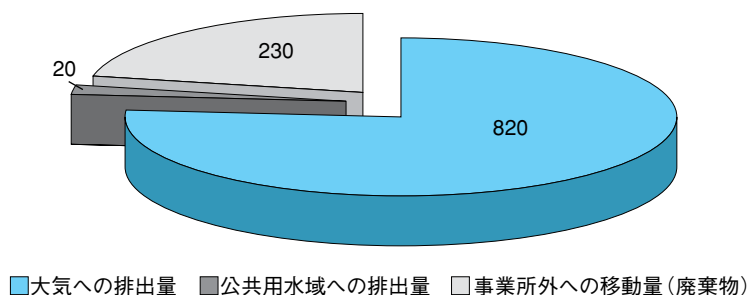
平成16年度に届出のあった、平成15年4月から翌年3月までの1年間の排出量等の集計結果は以下のとおりです。なお、集計値は原則として有効数字2桁で記載しています。また、ダイオキシン類は含まれていません。

① 届出排出量及び移動量（図-1）

平成15年度の届出排出量は840トン（愛知県：23,000トン）、移動量は230トン（愛知県：16,000トン）です。媒体別届出排出量及び移動量は図-1のとおりで、大気への排出量は820トン（排出量比：98%）、公共用水域への排出量は20トン（排出量比：2%）でした。

また、事業所外への移動量は230トン（移動量比：100%）でした。なお、土壌への排出、事業所内での埋立処分、下水道への移動の届出はありませんでした。

図-1 媒体別届出排出量及び移動量（平成15年度分：t／年）



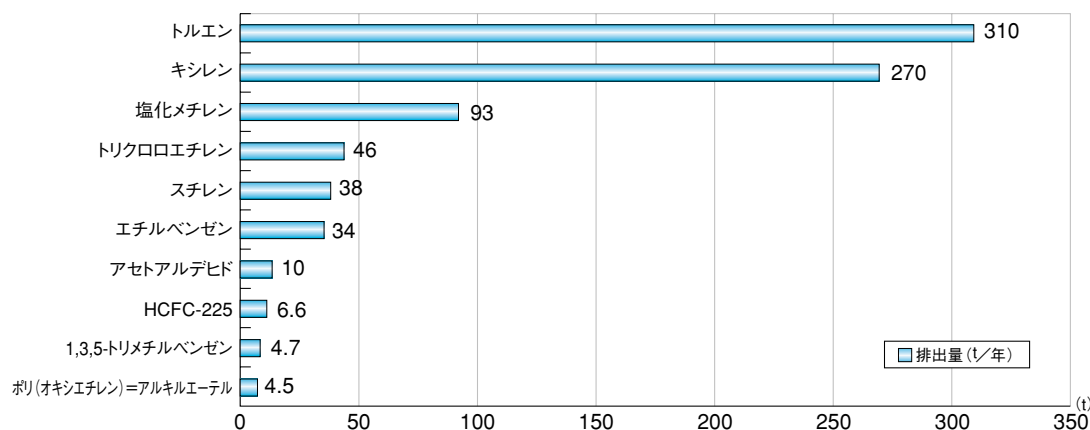
② 媒体別の届出量及び移動量

ア 排出量 (図-2)

届出排出量の上位10物質とその排出量は図-2のとおりで、届出排出量の多い順にトルエン310トン、キシレン270トン、塩化メチレン93トン、トリクロロエチレン46トン、スチレン38トンの順です。

なお、トルエンやキシレンは溶剤、合成原料やガソリン等として、塩化メチレンは金属洗浄剤や溶剤として幅広く使用されています。

図-2 排出量の上位10物質とその排出量 (平成15年度分 : t/年)

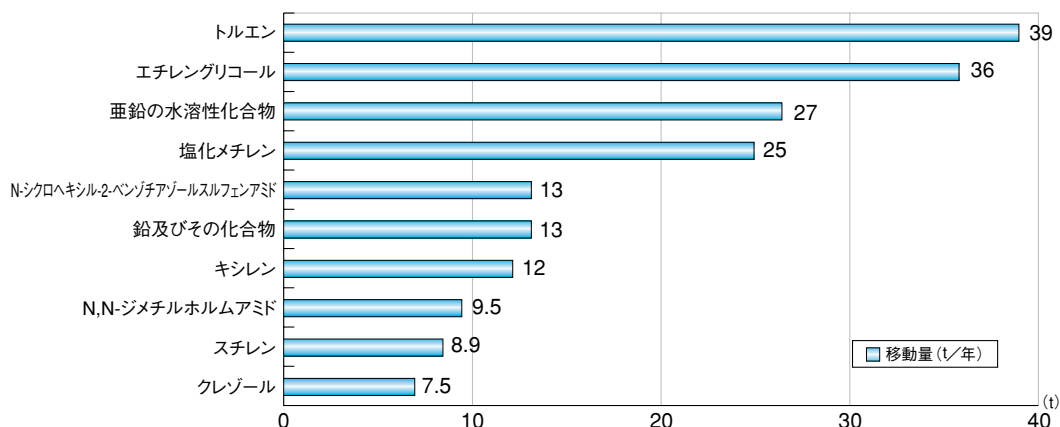


イ 移動量 (図-3)

届出移動量の上位10物質とその排出量は図-3のとおりで、届出移動量の多い順にトルエン39トン、エチレングリコール36トン、亜鉛の水溶性化合物27トン、塩化メチレン25トン、N-シクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド13トンの順です。

なお、エチレングリコールは自動車の不凍液として、亜鉛の水溶性化合物は金属洗浄剤として幅広く使用されています。

図-3 移動量の上位10物質とその移動量 (平成15年度分 : t/年)



[3] その他

① 数値の取扱上の留意点

事業者が届け出た排出量・移動量は、PRTR法施行規則で定められた方法のうち、事業場が適当と判断した方法により算出したもので、必ずしも実測値に基づくものではなく推測値もあります。

② 開示請求への対応について

事業所ごとの個別の届出データについては、国への請求により開示されます。なお、開示請求の窓口は、環境省及び経済産業省、その他関係省庁に設置されています。

■公害防止の体制

〔1〕 公害防止協定及び環境保全協定

昭和48年度以降、主要工場及び大規模住宅団地を対象に公害防止協定及び環境保全協定を締結しています。平成17年4月1日現在、締結工場等は71工場1団地です。これら締結工場等には、定期的に公害監視状況の報告を義務づけるとともに、立入調査を実施して公害発生の未然防止に努めています。また、4ゴルフ場と農薬使用に関する協定を締結し、農薬の適正使用を指導しています。

〔2〕 公害防止のための事前指導

公害の事前予防を目的に、建築確認申請時に定められた施設について、「岡崎市公害防止・環境保全対策事前指導要領」に基づき、公害防止対策届出書を提出するよう指導しています。平成16年度における届出件数は53件でした。

事前指導の内容としては、水質・騒音・振動に係る対策が多く、51人槽以上の合併処理浄化槽の設置については、市公害防止条例による規制基準を遵守するように、飲食店からの厨房排水に対しても油水分離層の設置と維持管理について指導しています。また、テレビの電波障害対策については、4階建て以上の建物や4階建て相当の工作物を対象にしています。(表2-26)

表2-26 事前指導件数

対 象 施 設	件 数	対 象 施 設	件 数
法・条例対象施設 特定施設・発生施設設置事業者	29	4階建て以上の建築等 (合併処理浄化槽設置施設は除く)	15
条例対象作業 騒音の制限を受ける作業	3	貸工場・貸店舗	1
条例対象営業 騒音の制限を受ける飲食店営業等	0	その他の事業場 紡績・塗装・石材・修理工場等	1
51人槽以上の合併処理浄化槽 (51人以上500人以下の浄化槽)	4	合 計	53

▶ 平成17年度以降も指導等をしていきます。

■生活環境等影響調査

土地の形状変更により周辺地域の生活環境や自然環境に及ぼす影響が著しいものとなるおそれがある事業について、事業者に対し、生活環境等に及ぼす影響を低減するための生活環境等影響調査を義務付け、提出された報告書を縦覧しています。

〔平成16年度〕 生活環境等影響調査及び報告書の縦覧 該当なし

▶ 平成17年度以降も継続します。

取組2 環境マネジメントシステムに取り組みます

1.環境マネジメントシステムの取組を支援します

- 環境マネジメントシステムに関する情報提供、取組みに関する支援を行います
- 中小企業向けの岡崎版事業所環境ISO構築に取り組みます

■ISO14001認証取得に対する支援

認証に向けて取り組んでいる事業所から要請があれば、市の職員が講師として出向いています。本市の環境マネジメントシステムに係る法令等について情報提供しています。

▶ 平成17年度以降も継続予定です。

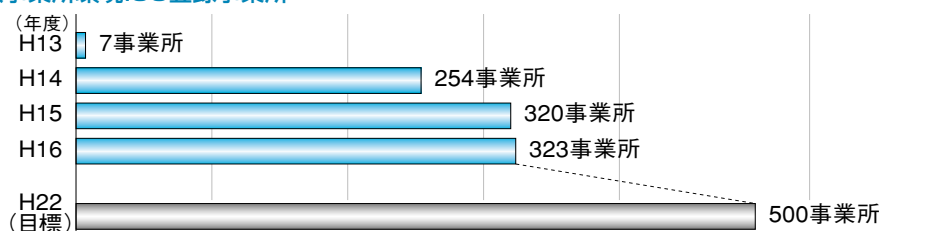
■岡崎版事業所環境ISO

〔平成16年度〕 登録事業所323事業所（累計）

▶ 平成17年度以降も継続予定です。

岡崎将来ビジョン

●岡崎版事業所環境ISO登録事業所



行動 6

近隣公害対策を推進する

取組1 近隣公害防止のための活動を実践します

1. 近隣公害の防止を指導します

- 公害苦情への早期対応を指導します
- 深夜飲食店営業やカラオケ、拡声器などからの近隣騒音に対する改善の指導や啓発を推進します

取組2 地域の連携で近隣公害を防止します

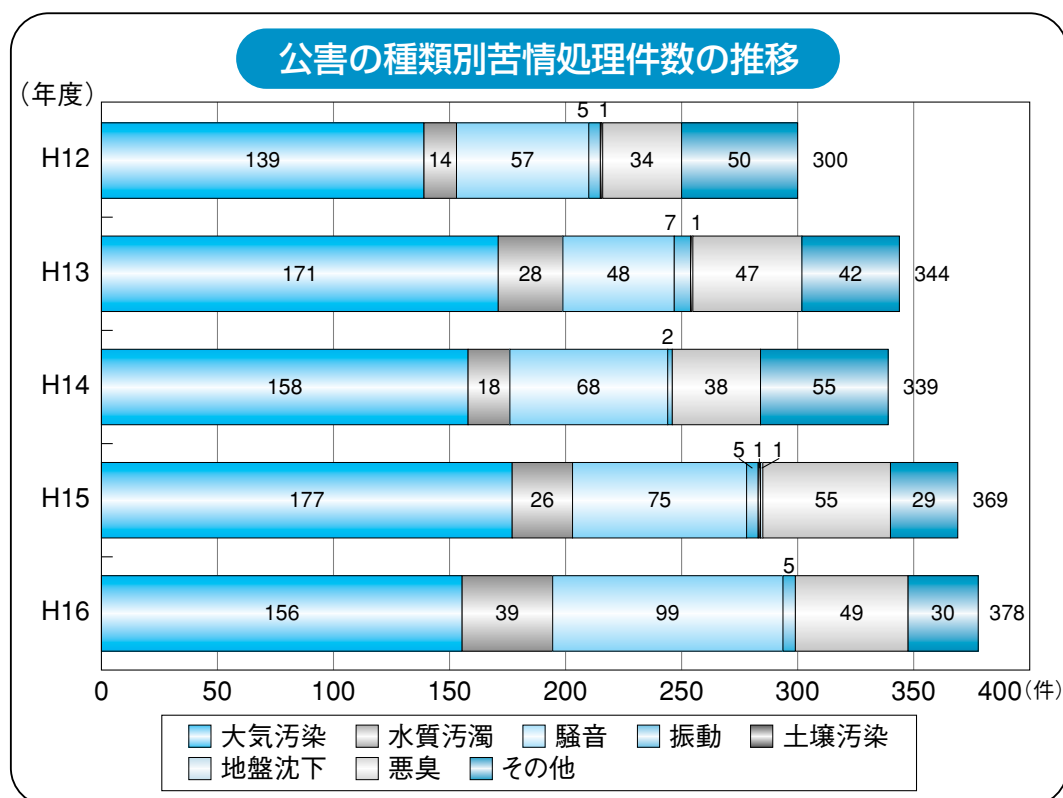
1. 近隣公害防止のための地域活動を支援します

- 地域ルールづくりなどの地域活動を支援します

■ 公害苦情の処理

平成16年度の公害苦情の受付件数は378件あり、公害の種類別では、大気汚染156件、水質汚濁39件、騒音99件、振動5件、土壌汚染0件、地盤沈下0件、悪臭49件、典型7公害以外30件でした。

苦情の内容としては前年に引き続き、屋外焼却（事業所、家庭）によるものが多くありました。典型7公害以外の苦情では、農薬散布、廃棄物の保管に係るもの、電波障害等がありました。



公害苦情の連絡を受けたときは、原因を調査し、問題があった場合は、改善するよう指導等を行い、早期に解決できるよう努めています。

■ 公害関係の事故等

平成16年度の公害関係の事故件数は23件あり、油流出に係る事故が多くありました。（表2-27）

表2-27 事故件数

油流出	魚のへい死	その他	合計
19	1	3	23

通報を受けたときは、被害状況の確認、現場対策、原因調査を行って対処しています。